第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅰの符号B_n中「平成22年度まで」を「平成24年度まで」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号中「C_{15}=1.024」を「C_{15}=1.012」に、「C_{16}=1.072」を「C_{16}=1.060」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号C_{17}イ中「1.181」を「1.157」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号C_{18}イ中「1.181」を「1.157」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号C_{19}イ中「1.193」を「1.181」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号C_{20}イ中「0.904」を「0.892」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号C_{21}ア中「0.181」を「0.590」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号C_{21}イ中「0.181」を「0.759」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号C_{22}の次に次のように加える。

C_{23}	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの　0.133
	イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.133
C_{24}	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの　0.096
	イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.096

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅰの符号E_{23}の次に次のように加える。

E_{24}	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの　0.096
	イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.096

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅰの符号H_n中「平成23年度まで」を「平成24年度まで」に、「及び平成23年度」を「から平成24年度までの各年度」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号中「I_{16}=1.023」を「I_{16}=1.011」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号I_{17}イ中「1.126」を「1.103」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号I_{18}イ中「1.126」を「1.103」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号I_{19}イ中「1.138」を「1.126」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号I_{20}イ中「0.862」を「0.851」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号I_{21}ア中「0.172」を「0.563」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号I_{21}イ中「0.172」を「0.724」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号I_{23}中「0.149」を「0.126」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号I_{23}の次に次のように加える。

L_{24}	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの　0.092
	イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.092

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅰの符号中「K_{12}=0.989」を「K_{12}=1.000」に、「K_{13}=0.955」を「K_{14}=0.977」に、「K_{15}=0.955」を「K_{15}=0.966」に、「K_{16}=1.000」を「K_{16}=1.011」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号K_{17}中「0.573」を「0.586」に、「1.101」を「1.103」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号K_{18}中「0.618」を「0.632」に、「1.101」を「1.103」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号K_{19}中「0.607」を「0.621」に、「1.112」を「1.126」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号中「M_{12}=1.000」を「M_{13}=0.978」に、「M_{13}=1.000」を「M_{15}=0.764」に、「M_{15}=0.782」を「M_{16}=1.000」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号M_{16}中「1.011」を「0.586」に、「1.101」を「1.103」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号M_{17}中「0.573」を「0.586」に、「1.101」を「1.103」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号M_{18}中「0.618」を「0.632」に、「1.101」を「1.103」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号M_{19}中「0.607」を「0.621」に、「1.112」を「1.126」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号中「O_{13}=1.333」を「O_{13}=1.500」に、「O_{14}=0.833」を「O_{14}=1.000」に、「O_{15}=1.833」を「O_{15}=2.250」に、「O_{16}=2.000」を「O_{16}=2.500」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号O_{17}中「2.333」を「3.000」に、「3.000」を「4.000」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号O_{18}中「3.333」を「4.500」に、「3.000」を「4.000」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号O_{19}中「3.000」を「4.500」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号O_{20}中「2.667」を「3.000」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号O_{21}中「2.333」を「3.500」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号O_{22}中「2.167」を「3.250」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号中「Q_{13}=1.333」を「Q_{13}=1.500」に、「Q_{14}=0.833」を「Q_{14}=1.000」に、「Q_{15}=1.833」を「Q_{15}=2.250」に、「Q_{16}=2.000」を「Q_{16}=2.500」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号Q_{17}中「2.333」を「3.000」に、「3.000」を「4.000」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号Q_{18}中「3.333」を「4.500」に、「3.000」を「4.000」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号Q_{19}中「3.000」を「4.500」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号Q_{20}中「2.667」を「4.000」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号Q_{21}中「2.333」を「3.500」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号Q_{22}中「2.167」を「3.250」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号中「U_{15}=0.977」を「U_{15}=0.966」に、「U_{16}=1.023」を「U_{16}=1.011」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号U_{17}イ中「1.126」を「1.103」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号U_{18}イ中「1.126」を「1.103」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号U_{19}イ中「1.138」を「1.126」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号U_{20}イ中「0.862」を「0.851」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号U_{21}ア中「0.172」を「0.563」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号U_{21}イ中「0.172」を「0.724」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号U_{23}の次に次のように加える。

U_{24}	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの　0.092
	イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.092

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅰの符号中「W_{15}=0.977」を「W_{15}=0.966」に、「W_{16}=1.023」を「W_{16}=1.011」に、「Y_{15}=0.977」を「Y_{15}=0.966」に、「Y_{16}=1.023」を「Y_{16}=1.011」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号Y_{17}イ中「1.126」を「1.103」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号Y_{18}イ中「1.126」を「1.103」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号Y_{19}イ中「1.138」を「1.126」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号Y_{20}イ中「0.862」を「0.851」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号Y_{21}ア中「0.172」を「0.563」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号Y_{21}イ中「0.172」を「0.724」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号中「AA_{15}=0.977」を「AA_{15}=0.966」に、「AA_{16}=1.023」を「AA_{16}=1.011」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AA_{17}イ中「1.126」を「1.103」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AA_{18}イ中「1.126」を「1.103」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AA_{19}イ中「1.138」を「1.126」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AA_{20}イ中「0.862」を「0.851」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AA_{21}ア中「0.172」を「0.563」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AA_{21}イ中「0.172」を「0.724」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AA_{23}の次に次のように加える。

AA_{24}	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの　0.092
	イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.092

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅰの符号AC_{19}中「0.022」を「0.021」に、「0.040」を「0.039」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AC_{20}イ中「0.030」を「0.029」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AC_{21}ア中「0.006」を「0.020」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AC_{21}イ中「0.006」を「0.025」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AC_{23}の次に次のように加える。